

翠が丘通信 vol.7

柳井商業高等学校跡地の利活用に関する情報をお知らせする『翠が丘通信』。

今号では、みどりが丘図書館へのアクセス方法や開館準備の状況をお知らせします。

●問い合わせ 政策企画課 ☎22 2111 内線 471

みどりが丘図書館へのアクセス方法

みどりが丘図書館は、多様な手段でご来館いただくため、自動車はもちろん公共交通機関の利便性を高める準備を進めています。

○自動車

図書館の周囲に約 60 台、下段に約 190 台分の駐車場を設けます。



○自転車

図書館周辺に駐輪スペースを設けます。



○徒歩

JR 柳井駅から約 15 分の位置にあります。



みどりが丘図書館周辺図



予約制乗合タクシー・路線バス(防長バス)

図書館北側玄関付近が
新たな乗降場所になります



○予約制乗合タクシー



図書館開館にあわせ、市内で運行しているすべての予約制乗合タクシーが図書館まで乗り入れます。乗降場所は図書館北側玄関付近(左図)です。

また、今年度から周辺施設の市文化福祉会館、バタフライアリーナ、アクティブやない、サンビームやないも新たな乗降場所になりました。

○路線バス(防長バス)

▼図書館開館時 図書館への最寄りのバス停は、柳商橋付近の「樋の上」(左図)です。

▼図書館周辺の公園工事完了後(令和7年春予定)

バスが図書館北側玄関付近まで乗り入れ、そこで乗り降りできるようになります。

現在のバスの運行数

○柳井駅前～上馬皿(循環)～柳井駅前

▼平日 11 便

▼休日 9 便

○柳井駅前～黒杭～田尻

▼平日 2 往復

▼休日 2 往復

本の引っ越し作業を行いました

◆旧図書館の本を箱詰めし、新図書館へ移しました

4月1日から、図書館開館の準備として旧柳井図書館の本を移動する作業が行われました。図書館司書による箱詰めを終え、運送業者によって新図書館に運ばれた本の冊数は、約 65,000 冊にのびります。



◆中学生や図書館サポーターが配架作業を行いました

4/13 中学生による作業

開館準備に携わることで図書館に関心を持ってもらおうと、中学生による配架作業が行われました。初夏を思わせる暑さの中、募集に応じた 39 人が児童書約 18,000 冊を棚に収めました。2 時間程度熱心に作業に取り組んだ生徒の 1 人は「開館したらぜひ図書館に通いたい」と話しました。



4/15・16 図書館サポーターによる作業

図書館運営のお手伝いをしてもらう図書館サポーターの皆さんによる配架作業が行われました。昨年秋から募集し、現在 58 人が登録するサポーターは、配架や読み聞かせ、施設案内など 6 つの役割に分かれて活動します。今回は約 20 人が一般書約 42,000 冊を棚に配架しました。

- 今回の配架作業は仮の配架です。今後、配架した本の並び替えや約 65,000 冊すべての本を管理システムへ登録する作業などを進めていきます。
- WEB 予約により柳井図書館の本の貸出ができます。詳しくは 23 ページの「図書館だより」を確認してください。

翠が丘公園 ストーンマーケット 工事の様子

現在、正面階段の工事などを行っています。



Pick UP

市公式 LINE で防災情報をお届けします

市では LINE の運用を開始し、防災情報などを発信していきます。ぜひ友だち追加をお願いします。

●問い合わせ 危機管理課 ☎2111 内線 491
政策企画課 ☎2111 内線 467

◆ LINE を使わない人は防災メールに登録を
LINE と同様の情報を防災メールでも発信します。LINE を使わない人は防災メールに登録しましょう。



防災情報を
受け取るには

登録はカンタン3ステップ！

①二次元バーコード
から友だち追加！



②メニュー右下の「受信設定」
をタップ！



③運用ポリシーに同意
し、ほしい情報と地
区にチェックを入れ
て「次へ」→「登録」
で設定完了！防災情
報などがお手元に届
きます。

お届けする防災情報

- ▼市からの防災情報（防災だより、火災情報、警戒レベルや避難指示など）
- ▼地震・津波情報
- ▼気象情報（警報・注意報）
- ▼土砂災害警戒情報
- ▼熱中症警戒アラート
- ▼イベント情報 など

市職員採用試験

●申込先・問い合わせ 総務課 ☎2111 内線 431

職 種・ 採用予定人数			受験資格	試 験			その他
				1 次試験		2 次試験	
				日にち	時間・内容	時期・内容	
上級	行政職	7人程度	次のいずれかに該当する人 ▼平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人	7/14 日	10:00～16:00 教養試験 専門試験 適性検査	8月下旬 作文試験 面接	○会場 市役所 ○採用 令和7年 4月1日 以降
	土木技術職	3人程度	▼平成15年4月2日以降に生まれた大学卒業生（令和7年3月末までの卒業見込者含む）		13:00～16:00 専門試験 適性検査		
	保健師	2人程度	平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた、次のいずれかに該当する人 ▼保健師の免許を有する人 ▼令和7年3月31日までに保健師の免許を取得する見込みの人 ▼第111回保健師国家試験（令和7年2月実施予定）に合格し、保健師の免許を取得する見込みの人		10:00～16:00 教養試験 専門試験 適性検査		

○申込方法

電子申請または郵送で申し込んでください。必要書類などは市ホームページで確認してください。

○申込期限

▼電子申請 5月30日(木) 17:00
▼郵送 6月6日(木) ※当日消印有効



宅配ボックス購入費を補助します

再配達で排出される二酸化炭素を削減し環境への負荷を減らすため、留守中でも荷物の受け取りができる宅配ボックス購入費を補助します。

●申請先・問い合わせ

市民生活課 ☎2111

内線 165,166



対象商品	補助金額	申請方法
次の要件を満たす「宅配ボックス」として販売されているもの ▼宅配物を安全に保管できること ▼容易に移動できない対策がなされていること ▼新品であること(転売品不可) ▼補助対象者の住所と同一敷地内に設置されること ※補助対象は1世帯につき1台限りです。	最大 5,000円 ▼宅配ボックスの購入費用(消費税および地方消費税を除く)の1/2。 ▼予算に上限あり。	申請書兼請求書に必要書類を添えて市民生活課へ提出してください(先着順。FAX・メール不可)。申請書は市ホームページにも掲載します。 ▼申請期限 令和7年3月31日(月)

市県民税・森林環境税・国民健康保険税

納税通知書を送付します

●問い合わせ 税務課 ☎2111 内線 133,134

市県民税など

■発送日 6月3日(月)

※市県民税などを給与天引で納付している特別徴収の人には、事業所を通じて特別徴収決定通知書を送付しています。

令和6年度(令和5年分所得)所得証明書・所得課税証明書

○発行開始 6月3日(月) ※特別徴収の人も同様です。

○場 所 税務課、各出張所・連絡所、コンビニ

○必要書類 本人確認ができるもの(コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要)

国民健康保険税

■発送日 6月11日(火)

■税率と賦課限度額が一部変わります ※青字が変更箇所。()内の数字は昨年度。

	所得割 基礎控除※後の 総所得金額等 ×	均等割 被保険者1人 につき	平等割 1世帯につき	
医療保険分	7.4% (7.6%)	25,800円	20,400円 (22,400円)	合計額(A) 限度額65万円
後期高齢者医療制度支援金分	2.5%	8,700円	7,400円	合計額(B) 限度額24万円(22万円)
介護保険分(40歳～64歳)	2.5%	8,000円	6,600円	合計額(C) 限度額17万円

※基礎控除額43万円

(A) + (B) + (C) = 国民健康保険税額

■均等割額・平等割額の軽減対象範囲が拡大されます ※2割・5割軽減の対象範囲が拡大。

軽減割合	令和5年度基準	令和6年度基準
7割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※変更なし
5割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 53.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

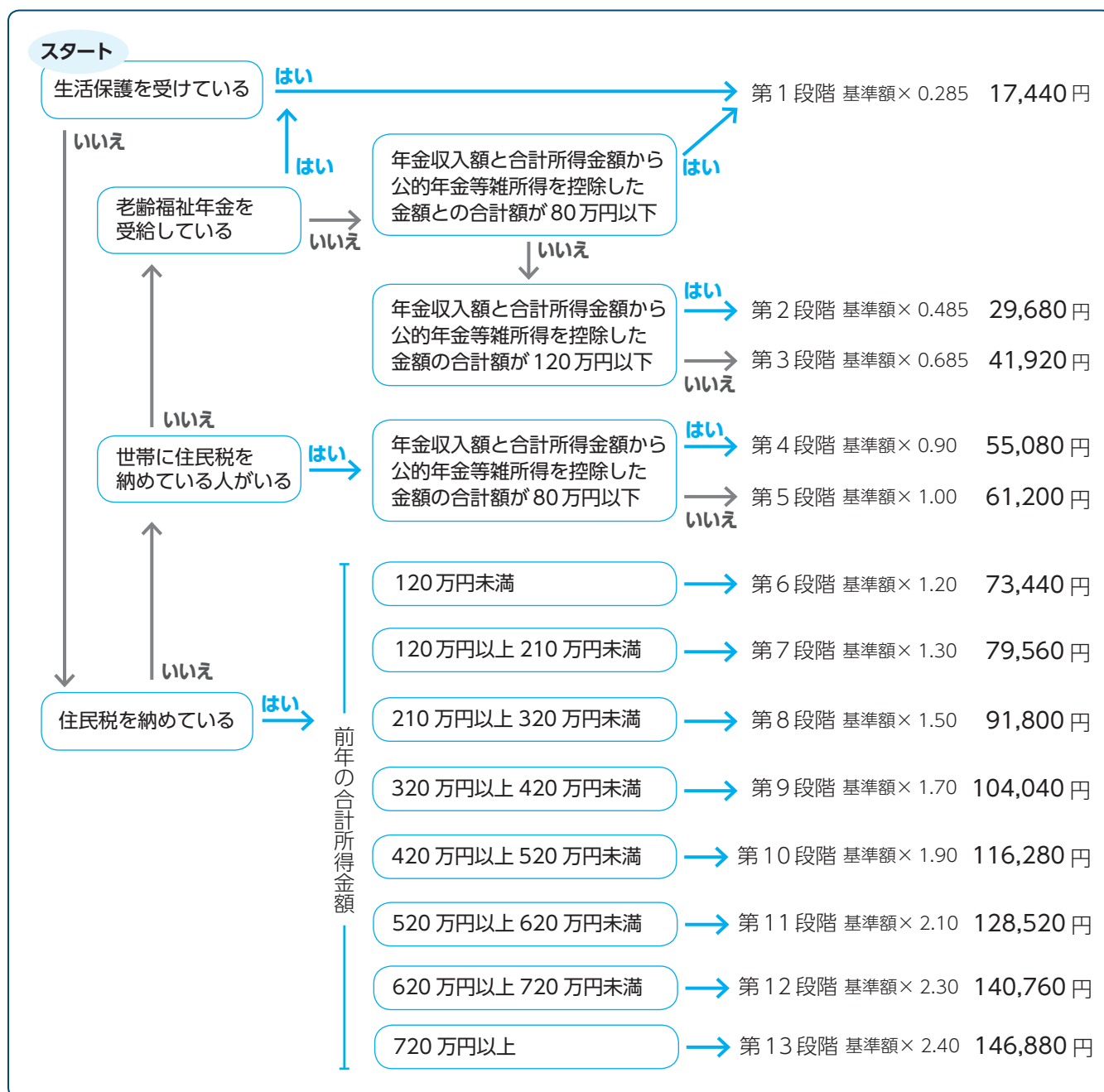
令和6年度 介護保険料

介護保険は介護を予防し、また介護が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できるように、社会全体で連帯して支えあう制度です。40歳以上の全ての人が介護保険の被保険者となります。64歳までの人の介護保険料は加入する医療保険の保険料に含まれていますが、65歳以上の人は医療保険料とは別に納めることになります。

●問い合わせ 高齢者支援課 ☎2111 内線 155～157

- 65歳以上の人の令和6年度の保険料基準額は、昨年度までと同じ**61,200円**です。
- 第1段階から第3段階の保険料を継続して軽減しています。

介護保険料の所得段階区分および年間保険料額（65歳以上）



※年金収入額

課税対象となる公的年金の収入額で、障害年金・遺族年金等の非課税年金の収入額は含みません。

※合計所得金額

収入金額から必要経費（給与所得控除、公的年金控除など）を控除した金額を合算したものです。土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は特別控除額を控除します。令和6年度の市民税情報に基づいて決定する介護保険料は以下のとおり計算します。

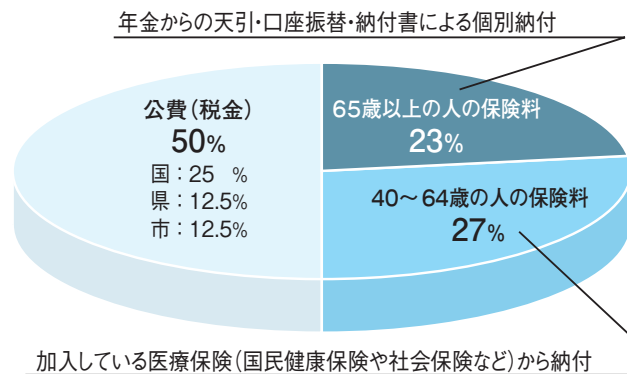
●第1～5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額（給与所得と課税対象となる公的年金に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額）から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします。

65歳以上の人の保険料はこうして決定

介護保険給付費・地域支援事業費用の23%を65歳以上の人が負担することになっています。今期の保険料は、これらの費用がまかなえるよう、負担割合等をもとに算出した「基準額」を基礎としています。

個人の年間保険料額はこの「基準額」をもとに、6ページのとおりの所得段階に応じて決まります。どの所得段階区分に該当するかは各年度ごとに決定します。



保険料の納め方は

○特別徴収

- ▼介護保険料は原則、年金から天引きします(特別徴収)。年金の年額が18万円以上ある人は、年6回の年金支給時に、保険料があらかじめ差し引かれます。
- ▼4・6・8月の徴収額は仮徴収期間として、原則、前年度2月の天引額と同額です。6月に年間保険料額が決定した後、8月以降の徴収月ごとの徴収額が極力均等になるように8月の仮徴収額を調整します。
- ▼10月以降は本徴収期間となり、決定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた金額が、10・12・2月の本徴収額となります。

○普通徴収

- ▼年金の年額が18万円未満の人など特別徴収による納付ができない人は、納付書や口座振替で個別に納めることになります。
- ▼原則として、6月から翌年3月までの各月の月末が納期となります。
- ▼納期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアやスマートフォンアプリ「PayB」「PayPay」「LINEPay 請求書支払い」では使用できません。

※普通徴収の対象となるのは

- ▼年金の年額が18万円未満の人
- ▼老齢福祉年金を受給している人
- ▼65歳になったばかりの人
- ▼年金が一時給付停止状態の人など

保険料額の通知は6月中旬に

年間の保険料額や納付方法などが記載されていますので、内容をご確認ください。

普通徴収の人は口座振替がおすすめ

納め忘れがない口座振替が便利です。市の指定金融機関・収納代理金融機関で利用できます。

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができますが、介護保険料は特別徴収が原則となっているため、特別徴収の人が口座振替に変更することはできません。

苦情・相談などは

市の窓口のほか、次のところでも受け付けています。

山口県国民健康保険団体連合会介護保険課

☎ 083-995-1010

保険料の納め忘れはありませんか

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

■保険料を1年以上滞納すると

サービス利用時に利用者が利用料の全額をいったん負担し、申請により後で介護給付費が支払われることとなります。

■1年6カ月以上滞納すると

利用者が利用料の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されることがあります。

■2年以上滞納すると

利用者負担が3割(4割の場合も)に引き上げられるなどの措置がとられます。

※災害等で財産について著しい損害を受けるなど特別な事情により納めることが困難なときは、徴収猶予や減免を受けることができる場合があります。高齢者支援課に相談してください。



投票日当日の投票終了時間を 1 時間短縮します

近年の期日前投票の利用による投票日当日の投票者数の減少や 19 時以降の投票者数の減少、昨年行ったアンケート調査結果などを考慮し、令和 7 年 1 月以降実施の選挙から投票日当日の投票終了時刻を 1 時間繰り上げ、19 時まで短縮します。



※平郡地区の投票時間は従来どおり 7 時から 18 時までで変更はありません。

●問い合わせ 市選挙管理委員会事務局
☎2111 内線 260,261

投票日当日の投票時間

現在 7:00 ～ 20:00



令和 7 年 1 月以降実施の選挙から

7:00 ～ 19:00

※平郡地区 7:00 ～ 18:00 (変更なし)

◆近年の選挙時の投票状況や背景など

■期日前投票・不在者投票利用者の増加

期日前投票や不在者投票を利用する人が全投票者の約 4 割を占める一方、投票日当日の投票所での投票者は減少傾向にあり、特に 19 時以降の投票者は全投票者の約 2 % です。

■投票立会人の不足

投票所ごとに投票立会人を 2 人選任していますが、長時間の従事のため、投票立会人 2 人の確保が困難な状況となっています。

■投票時間短縮に関するアンケート調査結果

昨年 11 月から 12 月に、無作為に抽出した市内有権者 2,528 人（平郡地区除く）を対象にアンケートを行いました。1,330 人から回答があり、81 % の人が投票時間短縮に賛成という結果になりました。

○質問 投票終了時刻を早めることに賛成ですか、反対ですか。

○回答 **賛成 81.0%**、反対 8.6%、わからない・無回答 10.4%

※すべてのアンケート結果は市ホームページに掲載しています。



◆投票終了時刻を早める効果

▼投票立会人や投票事務従事者の負担が軽減されるとともに、その費用を削減できます。

▼開票開始時刻を早めることができ、開票結果をより早く発表できます。

投票日当日に投票に行けない人へ 期日前投票・不在者投票を 利用しましょう

期日前投票の投票時間に変更はありません。

○市役所本庁・大皇出張所
8:30 ～ 20:00

○大皇以外の出張所・連絡所
8:30 ～ 17:15

期日前投票の期間は各投票所で異なります。詳しくは実際の選挙の際に投票所入場券や広報やないなどで確認してください。

○その他

▼全国、県内投票所の投票時間の短縮状況 全国の投票所のうち 37.5 % の投票所で、また県内の投票所のうち 46.5 % の投票所で投票時間が短縮されています（数値は令和 4 年 7 月 10 日執行参議院議員通常選挙時のもの）。

▼公職選挙法上の投票時間 投票日当日の投票時間は公職選挙法で 7 時から 20 時までと定められていますが、投票に支障がなければ 4 時間以内の範囲で投票終了時刻を繰り上げることができるとされています。

ご理解、ご協力を
よろしくお願いします

